

変更届書提出時に添付が必要な書類一覧

※「変更届書」は全ての変更事項で提出が必要です。

変更事項		提出時期	添付書類	別紙番号	備考
薬局の名称		事前	-	-	・変更後、許可証の書換え交付申請をすることができます。 ・他の薬事関係業務（麻薬小売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、毒物劇物販売業など）の変更の届出（事後）も必要です。
相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先		事前	-	-	
特定販売に関する事項	(1) 実施の有無	事前	・取り扱う医薬品及び特定販売の方法 ※(4)は不要	1	・特定販売でインターネット販売を行う場合は、事前に御相談ください。
	(2) 販売時の通信手段			2	
	(3) 医薬品の区分				
	(4) 特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間				
	(5) 特定販売を行うことについての広告に薬局の名称と異なる名称を表示するときはその名称				
	(6) 主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要 ※特定販売を行うことについてインターネットで広告する場合				
	(7) 特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要 ※営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合				
健康サポート薬局である旨の表示の有無		事前 ※要事前相談	・通常の営業日及び営業時間 ・添付書類チェックリスト ・薬局が健康サポート薬局に関して厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類	2 3 -	・新たに健康サポート薬局の届出を行う場合は、事前に小樽市保健所まで御相談ください。 ・健康サポート薬局をやめる場合は、変更届書のみ提出（添付資料は不要です）してください。
開設者の氏名又は住所		30日以内	・戸籍謄本又は抄本 ※個人の場合 ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※法人の場合	- -	・開設者の氏名を変更したときは、許可証書換え交付申請をすることができます。
薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 (開設者が法人である場合のみ)		30日以内	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※発行してから3か月以内 ・診断書 ※役員が申請書記載の欠格事項(6)該当時のみ ※発行してから1か月以内	- 4	・役員を変更した場合は、変更届書の備考欄に変更後の役員が法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載してください。
構造設備の主要部分		30日以内 ※要事前相談	・構造設備の概要 ・求積表 ・平面図	5 6 -	・構造設備規則に適合しているか確認するため、事前に小樽市保健所までご相談ください。
通常の営業日及び営業時間		30日以内	・通常の営業日及び営業時間	2	
薬局の管理者の氏名・住所・週当たり勤務時間数		30日以内	従事者一覧(変更届用) 雇用証明書 ※新規雇用時のみ 資格証明書(原本及び写し) ※新規雇用時のみ	7 8 -	・雇用証明書、資格証明書は週当たり勤務時間数のみの変更や管理者住所の変更時は添付不要です。 ・他の薬事関係業務の管理者も同時に変更した場合は、別途変更届が必要です。
薬局の管理者以外の資格者の氏名・週当たり勤務時間数		30日以内	従事者一覧(変更届用) 雇用証明書 ※新規雇用時のみ 資格証明書(原本及び写し) ※新規雇用時のみ	7 8 -	・雇用証明書、資格証明書は週当たり勤務時間数のみの変更時は添付不要です。
放射性医薬品を取り扱うときはその放射性医薬品の種類		30日以内	・平面図 ・放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類(構造設備規則第1条第2項から第5項の基準を満たすことがわかる書類)	- -	
当該薬局において併せ行うその他の薬事関係業務の種類		30日以内	-	-	
当該薬局において販売等を行う医薬品の区分		30日以内	・構造設備の概要 ・平面図 ※要指導医薬品、薬局製造医薬品及び第1類医薬品の取扱いを有りへ変更する場合は必要	5 -	・特定販売を行う医薬品の区分を変更する場合は事前に届出が必要です。

※変更内容によっては他の薬事関係業務（麻薬小売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、毒物劇物販売業など）の変更の届出も必要な場合があります。

※書類の提出日（郵送の場合は到着日）において、登記事項証明書は発行してから3か月以内のもの、診断書は発行してから1か月以内のものがなくなります。

※登記事項証明書、診断書、資格者の雇用関係書類をすでに小樽市保健所に提出している場合、同一開設者に限り、添付書類省略【別紙番号9】の提出に代えることで添付を省略することができます。ただし、廃止した施設の申請書に添付していた場合は省略できないこともありますので事前にご相談ください。

※提出時期が変更後30日以内のものは、期限を過ぎた場合、遅延理由書【別紙番号10】が必要になります。